

発議第 8 号

予算決算特別委員会の設置について

上記の議案を、別紙のとおり多可町議会会議規則第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出する。

(提案理由)

広く客観的に住民全体の立場に立った公平な予算、また、その予算が適正に執行されたか行政効果を審査し、住民の福祉向上に努めるため、特別委員会を設置する。

令和 3 年 11 月 29 日提出

提出者 多可町議会議員 日原 茂 樹

賛成者 多可町議会議員 廣 畑 幸 子

決議第 2 号

予算決算特別委員会設置に関する決議

次のとおり予算決算特別委員会を設置するものとする。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 名 称 | 予算決算特別委員会 |
| 2 | 設置の根拠 | 地方自治法第 109 条及び多可町議会委員会条例第 5 条 |
| 3 | 目 的 | 税金等の使い方を決める予算審査と、その使われた結果を
予算に照らして検討し、以後の行財政運営の改善に役立て
る決算審査 |
| 4 | 委員の定数 | 13 人 |
| 5 | 設置期間 | 予算審査及び決算審査が完了するまで設置を継続するも
のとする |
| 6 | そ の 他 | 調査が完了まで閉会中の継続調査ができるものとする |